

令和8年1月26日

東京都の輸出事業者 S

経済産業省GXグループ  
資源循環経済課長 三牧 純一郎

環境省関東地方環境事務所  
所長 庄子 真憲

特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（厳重注意）

貴社が関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定に基づき横浜税関に令和7年8月12日タイ王国向けに輸出申告した貨物（ALUMINIUM ALLOYS）について、同年8月14日に同税関が行う貨物検査に関東地方環境事務所横浜事務所が立ち会ったところ、基板のスクラップ、電機電子機器のスクラップ（エアコン室外機、給湯器と思われるもの、ラミネーター、通信端末、パソコンのスクラップ等）が混入していることを確認した。

当該貨物は、貨物確認検査及びヒアリング調査等の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、バーゼル法第4条第1項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第3項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるおそれがあった。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により厳重に注意する。

また、今後このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 関係法令に係る社内研修の内容と実施状況及び再発防止策を策定し、策定された再発防止策、当該貨物の取り扱い等を記載した顛末書を令和8年2月9日（月）までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 輸出申告撤回後に引き取った貨物の取り扱いについて、再度輸出する場合は規制対象となるものを取り除いたことが確認できる写真（仕分け前、仕分け後、取り除いたもの）を添え報告すること、また、再輸出せずに、国内での販売、仕入先への返品等する場合には、本取引内容が確認できる伝票類等を後日報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。